平成２９年（フ）第４７０７号
東京都大田区下丸子３丁目13―21―202
債務者　本多　靖男
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７０８号
東京都板橋区舟渡３丁目８―18　コート・F206
債務者　與川　智康
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７１６号
東京都葛飾区亀有２丁目６－１―204
債務者　銘鋤　健太
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７２３号
東京都文京区大塚３丁目21―11　みどり荘
債務者　杉本　育夫
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７２５号
東京都武蔵野市吉祥寺北町５丁目６－14―205　市営住宅１号館
債務者　大谷　良江
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７２６号
東京都豊島区東池袋４丁目30－９－301
債務者　齋藤　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７２７号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目44―14―601
債務者　松永　友紀
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７２８号
東京都品川区西品川３丁目16―36―201
債務者　佐藤　良一
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７３２号
東京都墨田区太平１丁目25―15―101
債務者　善本　智宏
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７３３号
東京都中野区弥生町６丁目５－３－103
債務者　野口　靖央
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７３４号
東京都東久留米市浅間町３丁目９－21―102
債務者　西　　末治
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７３５号
東京都板橋区小茂根２丁目12－９
債務者　山崎　　亮
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７３６号
東京都日野市万願寺３丁目23―５―203
債務者　佐藤　昭彦
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２号
沖縄県宜野湾市我如古１丁目56番12―107号　トクムラマンション
債務者　島袋千津子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第９７号
沖縄県沖縄市美里２丁目５番８号　宮里政子方
債務者　宮里　　勉
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部